第一条中法人税法施行規則別表五㈠の改正規定の次に次のように加える。

別表五の一㈠付表一の記載要領第一号中「(法」を「(所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法」に改め、同第二号⑶中「係る令」を「係る法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令」に改める。

第一条のうち法人税法施行規則別表五の一㈠付表一の記載要領第一号の改正規定中「別表五の一㈠付表二」の下に「の表中

当期の適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ最終利益積立金額 ((2)＋期首から分割までの(3))×令第９条第４項第２号イに規定する分割移転割合	当期の適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ最終利益積立金額 ((2)＋期首から分割までの(3))×旧令第９条第４項第２号イに規定する分割移転割合

」を「

当期の適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ既修正額 ((5)＋期首から分割までの((6)＋(8))×令第９条第４項第２号イに規定する分割移転割合	当期の適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ既修正額 ((5)＋期首から分割までの((6)＋(8))×旧令第９条第４項第２号イに規定する分割移転割合

」に改め、同表を「法人税法」の次に「(⑵において「令和２年旧法」という。)」を加え「改める」を「改め、同号⑵中「が法」を「が令和２年旧法」に「より法」を「より令和２年旧法」に「(法」を「(令和２年旧法」に改め、同第二号中「、令」を「、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（次号において「令和２年旧令」という。)」に改め、同第三号中「の令」を「の令和２年旧令」に改める」に改める。

第一条中法人税法施行規則別表五の一㈠付表の記載要領第四号の改正規定の次に次のように加える。

別表六㈠の記載要領第四号中「法第68条第３項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第68条第３項（所得税額の控除)」に改める。

第一条中法人税法施行規則別表六㈠付表一の改正規定の次に次のように加える。

別表六㈠付表二の記載要領第一号中「連結法人が令」を「連結法人が法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（第６号において「令和２年旧令」という。)」に改め、同第六号中「連結法人が令」を「連結法人が令和２年旧令」に改める。

別表六㈠付表四の記載要領第一号中「連結法人が令」を「連結法人が法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令」に改める。

第一条中法人税法施行規則別表六㈠付表四の次に一表を加える改正規定の次に次のように加える。

別表六(一の二)の記載要領第一号中「又は租税特別措置法第66条の７第１項」を「若しくは租税特別措置法第66条の７第１項」に、「、連結法人が法」を「若しくは外国法人が法第144条の２（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。)第３条の規定による改正前の法人税法（次号⑴において「令和２年旧法」という。)」に「又は租税特別措置法第68条の91第１項」を「若しくは令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の91第１項」に改め、「又は外国法人が法第144条の２（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第二号⑴中「法第81条の15第１項」を「令和２年旧法第81条の15第１項」に改める。

第一条のうち、法人税法施行規則別表六㈢の記載要領第一号の改正規定中「別表六㈢」の下に「の表中

法人税 (別表六(二)「16」、別表六の二(二)付表「13」又は別表六の三「11」)	法人 (別表六(二)「18」、別表六の二(二)付又は別表六の三「11」)
地方法人税 (地方法人税申告書別表二「10」若しくは「29」又は別表二付表「７」)	地方法人 (地方法人税申告書別表二「10」若しく又は別表二付表三「７」)

」を